

## 指名停止措置の概要

### 1 指名停止措置業者

- (1) 商号又は名称 青木あすなろ建設 株式会社  
(2) 代表者氏名 代表取締役社長 辻井 靖  
(3) 住所 東京都千代田区神田美土代町 1 番地

2 指名停止措置期間 令和 5 年 4 月 26 日 ～ 令和 5 年 5 月 25 日  
(1 か月)

### 3 事案の概要

青木あすなろ建設(株)は、発注者から直接請け負った岩手県花巻市及び北上市における送水路工事において、変更契約を行う際、虚偽の資料で発注者に対して協議を行い、過大な金額で変更契約を締結した。このことが、建設業法（以下「法」という。）第 28 条第 1 項第 2 号に該当すると認められるとして、国土交通省関東地方整備局から法第 28 条第 3 項に基づく営業の停止命令を受けた。

### 4 指名停止措置理由

宇部市建設工事等の請負契約に係る指名停止措置要領（以下「指名停止等措置要領」という。）別表第 2 16（建築業法違反行為）に該当する。

<指名停止等措置要領別表第 2 16 >

措置条件	期間
16 上記以外の建設工事等に関し、建設業法の規定に違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不適切であると認められるとき。	当該を認定した日から 1 か月以上 9 か月以内